

(第一類 第四号)

第二回國會 司 法 委 員 会 議 録 第 四 十 号

(六〇〇)

昭和二十三年六月二十四日(木曜日)  
午前十時四十分開議

出席委員

委員長 井伊 誠 君  
理事 齋藤 良作君 藤石川金次郎君  
岡井藤志郎君 松本 弘君  
山口 好一君 石井 繁丸君  
猪俣 浩三君 榊原 千代君  
打出 信行君 中村 俊夫君  
吉田 安君 大島 多蔵君

出席政府委員

檢 務 長 官 木内 曾益君  
法務總事務官 岡咲 總一君  
法務廳事務官 野木 新一君  
委員外の出席者  
警門調査員 村 教三君  
警門調査員 小 木 貞一君

六月二十三日

少年院法案(内閣提出)(第一七八号)  
の審査を本委員会に付託された。

本日の会期に付した事件

刑事訴訟法を改正する法律案(内閣提出)(第九号)

裁判所職員(定員)に関する法律案(内閣提出)(第五三三号)

○井伊委員長 会談を開きます。

刑事訴訟法を改正する法律案を議題といたします。

○齋藤委員 昨日中途でやめたのですが、引續いて聴きたいのは、昨日の御説明で身柄を拘束せられた者に対して救済の手続を認めたことが、本法のいわゆる基本的人權を保障するゆえんであるというお答えでありましたが、私

第一類第四号 司法委員会議録 第四十号 昭和二十三年六月二十四日

らは根本的に違つた考えをもつておるのを要ります。人身保護の根本は、必要なる拘束をしないということが大原則でなければならぬ。しかるに拘束はするが救済はしてやるのだから基本的人權を保護したという御説明には、何としても承服することはできないのであります。この点はいかがにお考えになつておられるか、まずそれから聞いてかかります。

○野本政府委員 その点につきまして、本案におきましては、罪を犯したことを疑ひに足りる相当な理由があるとき、こういう條件を積極的に設けておられますので、全然罪を犯したことを疑ひに足りる理由のないような場合には勾留される。そういうことがありま

るかに美質的な担保は強くなつておるものと仰するものであります。○齋藤委員 はなはだ私が意に充たぬ御答弁であります。現行刑法では八十七條において「被告人定リタル住居を有セザルトキ」被告人逃亡シタルトキ又ハ逃亡スル虞アルトキ」この條件があつて初めて勾引し、この條件があつたときに初めて被告人を勾留することができるといふことは九十條において決定してあります。いかに犯罪を犯したる嫌疑があつたからと言つて、この條件がなかつたら勾留することはできないという建前になつておるのであります。しかるに改正法案はこれをずいぶん狭いものにいたしました。現在のこの規定よりも狭くしておる。しか

るにかかわらずこの九十條によつて、前よりも人身保護を盡しておると言われることは、これは何としても私は了解がいきませんが、それでも特別な理由があるのではあります。○野本政府委員 なるほど現行法第八十七條には「身一三三」に掲げる理由のある場合のみ勾引し、従つてまたこれを勾留することができるといふようになつておるのであります。本案ではその点は明記してない次第であります。○齋藤委員 運用を考えると、ほとんど大差ないことにならうと思ひます。それよりもむしろあつた方の担保をしつかりしておいた方が、實際問題としては被告人の人權の保障を厚くするゆえんになるものと考えておる次第であります。

○齋藤委員 どうも私は納得がいきません。それよりも私は根本的に承りたことは、この六十條は犯罪の嫌疑があればなせ勾留しなければならぬのか。ここに私の最大の疑問があるのではありません。犯罪の嫌疑があるというだけで勾留しなければならぬというその理由が根本になるのですか。これは立案の際にどうお考えになつておりましたか。

○野本政府委員 英米法と申しましたら、あちらの方の考え方では、私どもが一応取調べ、あるいは聞いたところから考えてみますと、被告人というものはとにかく一旦身柄を拘束されてしまつて、それから保釈という形になつていくというように、むしろ大陸法系的の立て方と逆のようになつておる

ようでありまして、本案の方はむしろその前よりな考え方に従つた部分が多いのでございます。○齋藤委員 そうすれば罪を犯した嫌疑がある以上は、ふんづかまえるのがほんとうだということになると思ひますが、なぜふんづかまえずに思ひつかぬのか、拘束しておかなければいかぬのかという、その根本の理由がなぐちやいかぬと思ひます。○野本政府委員 技術的に申し上げますと、起訴をするに一応身柄が裁判所の管理下にはいり、裁判所がその身柄にひもをつけておく。しかし実際に身体を拘束しておく必要がなければ、保釈して外へ放してしまふ。しかし保釈ということでもひもをつけておくというふうに考えます。

○齋藤委員 はなはだきいようです。それでは取調べるために必要だから、裁判をするために必要だからというのではありませぬ。犯罪を犯した嫌疑がある以上は縛らるべきものだという思想に聞えるのであります。その理由がなかつたら人の身柄を拘束しないという思想から出ているのか、というこの点なのです。六十條を讀めば、犯罪の嫌疑さえあれば縛つてよろしいと聞えるのであります。これは根本的に身柄拘束に対する思想の相違が出てきておられます。いんや基本的人權の保護をもつて本法の目的とするこの改正案において、さうなことであるというならば、われわれはこれは重大な問題が起るものと思ひます。どうお考えから申し上げるのでありますか、あな

は、この案はまた必ずしも純粹にアメリカ式に徹したといふところまでは至つていないのではないと思ひます。罪を犯したことを疑ひに足りる相当な理由があるとき、こういうものを一応勾留原因にした。そうして他方保釈といふものを現行法よりも廣く活用して、いこうという点において、非常にアメリカ法的の思想を取入れておるわけでありまして、しかしなほ運用によりましては、身柄拘束のまま起訴するといふことも考えておるのであります。その点在來法の考え方と残つておるわけでありまして。

○齋藤委員 私の根本的に聴かんとするところには、いけません。これはどうせ法務總務官が長官が見えたら聴かなければならぬ重大問題であります。私の聴くのは、六十條の精神は罪を犯したことを疑ひに足りる事由があれば、縛らなくてはいかぬものか、どういふ思想から出ていると思ひます。犯罪の嫌疑があつた、しかも身柄を拘束しておかなければ取調べに困るといふ理由がなかつたら人の身柄を拘束しないという思想から出ているのか、というこの点なのです。六十條を讀めば、犯罪の嫌疑さえあれば縛つてよろしいと聞えるのであります。これは根本的に身柄拘束に対する思想の相違が出てきておられます。いんや基本的人權の保護をもつて本法の目的とするこの改正案において、さうなことであるというならば、われわれはこれは重大な問題が起るものと思ひます。どうお考えから申し上げるのでありますか、あな

たの方でそれ以上の答弁ができないならば、後で聞いてもよろしゅうございす。

○野木政府委員 たいまの点につきましては、検務長官の総括的説明のうち、第八章被告人の召喚、勾引及び勾留の項の第一項で、ただいま私が申し上げた点をとりまて説明してある次第であります。いま一度これを繰り返しますと、御指摘のように本案におきましては、勾留につきましては現行法の考えをまづたく変えまして、英米法的考えを導き入れまして、勾留の理由としては、被告人が罪を犯したことを疑うに足る相当な理由あることを条件としたしまして、全然嫌疑のない者は拘束を受けることがないようになり、裁判官に対して、疑うに足る相当の理由があるかどうかという審査の義務を負わせ、逆に住居不定とか何とか、そういう理由は必ずしも勾留するに当つては必要としない、そういう建前であります。

○鐵治委員 それではあとで法務総裁なり検務長官に、われ／＼の考えていること並びに本改正案の趣旨についてお聞きすることにいたします。

○野木政府委員 第九十九條の規定によりまして、被疑者が罪を犯したことを疑うに足る相当な理由があるときは、裁判官のあらかじめ認めざることを要する。そういうことになつております。

○鐵治委員 二百四條だと思ひます。逮捕をしたら四十八時間以内には被疑者の勾留を請求しなければならぬとありますが、これはやはり勾留の要否を考へることなく、逮捕の原因があれば当然勾留ができる、かように解釈するほかはないのであります。

○野木政府委員 第九十九條の規定によりまして、裁判官が検察官等の請求によつて逮捕状を出す場合には、被疑者がはたして罪を犯したことを疑うに足る相当な理由があるかどうかというところを取調べまして、相当の理由があることを認められた場合に、初めて裁判官は逮捕状を出すわけでありす。それからその逮捕状に基いて検察官は被疑者を逮捕し、あるいは警察官が逮捕したときには、二百三條の規定によりまして四十八時間以内には検察官に送致の手続をする。検察官がこれを受取つた場合には、二百五條の規定によりまして、二十四時間以内には裁判官に被疑者の勾留を請求しなければならぬ。被疑者の勾留の請求を受けた裁判官は、総則の規定にもとづいて、被疑者が罪を犯したことを疑うに足る相当な理由があるときにはこれを勾留することとができる。これは起訴前の被疑者の勾留についてもこれが適用になつておられますので、やはり勾留状を發するためには、再び被疑者が罪を犯したことを疑うに足る相当な理由がある、かどうかをさらにそこで審査をして、相当な理由がある場合に限つて勾留状を發する。しこうして勾留状を發するに ついては、被疑者の意見弁解を聴いてからこれを發する、そういう建前になつてゐる次第であります。

○鐵治委員 そこで私の聴くのは、再び勾留のときに理由を調べると言われその理由の内容でありますか、これはやはり犯罪の嫌疑ありや否やというだけなのでありますか。勾留の要ありということもですか。その点が私の聴く要点なのであります。

○野木政府委員 たいまの点につきましては、捜査段階における勾留と、公訴を提起と同時に勾留と區別して考へたいと思ひます。検察官が警察から逮捕された被疑者を受取つて、二十四時間以内に取り調べをして、一応勾留の請求をするときに、なお起訴するか起訴しないかを決定するだけの調べができていない場合には、起訴しないでただ勾留の請求だけをいたすことになるわけでありす。そしてその勾留の請求は、どつちかと言へば捜査のための勾留でありまして、この場合におきましては、総則の勾留の規定も適用になるわけでありすけれども、ただ保釈に関する規定は適用になつておりません。従ひまして裁判官は犯罪を犯したことを疑うに足る相当な理由があることを認めるときには勾留状を發し、勾留状を發した後に、もし勾留の必要がなかつたという場合には、検察官の方で、起訴前でありすならばこれを釈放することができるという建前でありす。起訴後でありましたならば、もし裁判官の方で犯罪を犯した相当地の理由があつても、現実に拘禁しておく必要がないと思ふ場合は、勾留をすることを、ただちに職務保釈手続きによつて保釈する。そういう運用になつておることを申したいと思ひます。

○鐵治委員 手続の方はそういうことと思ひますが、私の言うのは逮捕状を

もらうときには、罪を犯したと認めるべき相当の理由のあるときに逮捕状が出される。そこで逮捕状が出て検事が取調べをする、二百四條によつて四十八時間以内には勾留の請求をする、こうなつておられます。そこで先ほど言つたように六十條の規定から見れば、犯罪を犯したというのを疑うに足る相当の理由があれば勾留できる。こういふのだから、この場合には勾留の要否ということも眼中におかないで、犯罪の嫌疑ありや否やということだけをもう一遍調べるのか。それとも進んで勾留の要否を調べるのか。こういうことを私は聴きたいのです。

○野木政府委員 その点につきましては、やはり捜査と起訴後の場合を一応區別して考へてみたいと思ひます。捜査の場合においては捜査の必要上、勾留状の請求がなされるわけでありす。かどうかと、いふ判断は、裁判官がそこまですべきではないものと存じます。公訴提起と同時に勾留につきましては、そこで身柄が裁判所の管理に移るといふ関係になりますので、もし裁判官があらゆる事情から見て、現実に身柄の拘束をする必要もないし、また保釈というひもで被告人を裁判所に強く繋いでおく。そこまでの必要もないというのを確信したならば、勾留状を出さなくてもよい場合があり得ると思ふのであります。

○鐵治委員 そうしますと二百四條の場合も、裁判官は、犯罪の嫌疑がありや否やだけを調べるということになります。これは裁判官が違へば別であります。逮捕状を出した裁判官で

あれば、もう調べぬでもいいということになるのでしょうか。犯罪の嫌疑があるときに、疑うに足る相当な理由があれば逮捕状を出す。逮捕状を出した通りだから勾留します。こう言へばいいということになりますか。

○野木政府委員 逮捕状を出すにつきましては、被疑者に全然當つておらずに、捜査官側の証拠によつて出すわけでありまして、勾留状を出すについては、さらに被疑者自身の弁解を聴いて申しますと、その弁解を聴くことによつて、犯罪の嫌疑が全然なくなるというところも考へ得るものと思ふのであります。

○鐵治委員 この点はいへんよくわかりました。その次にそこに書いてあります「公訴を提起したときは、勾留の請求をすることを要しない。これは先ほどから公訴の提起の場合と、こういう御説明ですが、これはどういふのですか。勾留の請求をすることを要しないのだから、しなくても公訴を提起した以上は、当然に勾留という意味ですか。それともどういふ意味ですか。ここでは私はわかないのですが、ここまでは私はわかないので、

○野木政府委員 その点につきましては條文が少し離れておりましたので、多少御理解しにくかつたと存じます。が、第二百八十九條第二項におきまして、第二百九十九條若しくは第二百十條の規定により逮捕され、又は現行犯人として逮捕された被疑者でまだ勾留されてゐないものについて第二百四條又は第二百五條の時間が制限内に公訴の提起があつた場合には、裁判官は、速やかに、被告事件を告げ、これに関する陳述を聴き、勾留状を發しないとき

は、直ちにその釈放を命じなければならぬ。この規定でありまして、裁判官は速やかに被告事件の要旨を告げて意見弁解を聴き、そのままも現実に身柄を拘束しておく必要も、保釈というひもによつて身柄を繋いでおく必要もないという場合には、その釈放を命じなければならぬ。この規定を置いておる次第でございます。

○鑑定委員 わかりました。そうするとこの場合もいづれも拘留の要旨ということは、ひとえに犯罪の嫌疑濃厚なりや否やといふことだけで、ここにも書いてありますが、いづれの場合も拘留状を発しない——まず拘留状を発しないときと読んでよいと思ひますが、その要旨はひとえに犯罪の嫌疑濃厚なりや否やといふことだ、かように解釈するほかないのであります。

○野木政府委員 拘留の条件といたしましては、第六十條に規定してありますように、「被告人が罪を犯したことを疑うに足る相当な理由がある」ということでありまして、逆に申しまして被告人の罪を犯したことを疑うに足る相当な理由がある場合に、裁判所は必ずこれを拘留しなければならぬという点まで、必ずしも六十條は言つておるわけではございません。

○鑑定委員 今のお答えがさつきの点とちよつと違つてきましたが、六十條のときの説明では、罪を犯したということを疑うに足る相当の理由があれば拘留できるのだと聞いていたのです。そこで私はしつこくお聞きするのですが、今のお話ではそのほかにもなお緊いでおかなくちやいかぬという理由が必要だというようにも聞えますが、その点を私は今まですべて聴きたかつた

のです。

○野木政府委員 六十條を御覽いたいただきますと、被告が罪を犯したことを疑うに足る相当な理由があるときは、これを拘留しなければならぬ、それが規定してございまして、「拘留することが出来る」とあつて、ここで拘留のために必要な絶対的な条件を規定しておるのであります。それ以外、以外と申しましようか、はたして公訴を提起した具体的場合に被告人を拘留するかどうかというものは、ある意味で裁判所の裁量権に任ずる、そういう趣旨でございます。

○鑑定委員 それでは木内検務長官にお伺ひいたしますが、ただいまお聞きのとおり、拘留の要件について先ほど來、質疑応答しておるのであります。問題が、六十條から出てくるのであります。罪を犯したと疑うに足る相当の理由があれば拘留できる、そうして現行刑事訴訟法のように、拘留するに於いての特別の理由を要しないのだ、こういう御説明であります。そこでわれわれ考へておる身柄の拘束というものと、たいへんな大変革を及ぼす法案であるということ、しつこくお聴きしておるのであります。あなたから出でる説明の第八章の第一のあの答弁から見ましても、さうよに説めるのであります。そこで改めて承りたいのは、犯罪の嫌疑が濃厚であれば必ず拘束ができるか、こういうことか

らまよお尋ねいたします。

○木内政府委員 お答えいたします。先ほど來野木政府委員から御説明申し上げました通りであります。なるほど仰せのように現行法とは拘留原因が變つておりますけれども、ただ犯

罪を犯したことを疑うに足る相当の理由のあるとき、これを拘留することができるとなつておりました。当然かような場合において拘留するといふのではないのであります。私どもの考えとしても、その趣旨で解釈しておるのであります。こういう理由があつたら当然拘留するといふのではなくして、拘留するかどうかは裁判所の裁量権に任してあるわけでありまして、

○鑑定委員 今野木さんから最初に私が聴いたときには、そういうものではなからぬのだ、なぜそういうことをやらなければならぬのだという、公訴の提起された以上は裁判所は被告人とながりをもちつかなければならぬから、身柄を拘束する必要がある。こういうことであつた。それでだん／＼進んできた。そうだとするとわれわれの今までの觀念からいふと、たいへんな相違があります。ただいまの御説明ならば非常によりのあることになりまして、しからばこの犯罪の嫌疑ある以外に理由ということも考慮すべきものだ、こうなればどういふことが考慮の中にはいりませうか。

○木内政府委員 私どもはこの法案の全体の趣旨から申す、なるべく拘留ということこそ望ましいことである。従つて八十九條の場合におきましても、被告人を拘留いたしました。一号から五号までの条件がなければ、当然保釈の請求があればこれを釈放しなければならぬということにいたしました。権利保釈の建前をとつて申し上げました通り、つとめて不拘束のまま公判の審理を進めていくのが、

当事者訴訟主義にも適うものであるし、それがいいと考へておるのであります。しかしながらそのためにかえつて公判の進行に影響を及ぼすとか、あるいは証拠隠滅等のおそれがあるような場合には、これを拘束しておくか、

これら八十九條の一号ないし五号に定められたるようなことが決定される資料になると思つておられます。

○鑑定委員 ちよつとわかりませんが、今の御説明では、八十九條といふものはこういう場合は保釈せぬでもいいという規定なのですが、今の御説明からいへば、八十九條のようないことがなかつたら拘留せぬでもいいのだ、これなら大変いいのだが、そうでもなからうと思ひます。その理由をさへあれば保釈するといふことは要らない。拘留した以上は、これをもちつてやるならば保釈せぬでもいいのだから、保釈ということとは要らないことになる。この理由以外にさうでなくみな留めておくのだから、この理由があるならば留めておいてもいい、それでなかつたら放せよということになる。

○木内政府委員 私の御説明の言葉が足りなかつたと思ひますが、今鑑定委員の仰せになつた話はまことにごもつともと思つておりますが、要するに一号ないし五号だけが六十條のいわゆる拘留する場合の資料だと申し上げたわけではなくして、少くともそういうようなこと、ないしこれに類したようなことが拘留するかどうかの裁判所の判断の資料になるだらうと申し上げ

たわけでありまして。

○鑑定委員 先ほどの説明の中にありました。六十條に規定してあるこの理由が、これはなくちやいけません。これを前提としてです。そこで証拠隠滅とか、あるいは今後の取調に拘束しておかなければいかぬということがあればとおつしやつた。私はそれが根本だろつと思つておられます。それがなくては私は人を拘束すべきものでないと思つておられますが、八十九條は留めておいてもいいこととあります。こんなものはいいと思つけれども、後に至つてこれがよくない。しかしこれがあつておつておつた。こういうこととなるのであります。その証拠隠滅とか、なお拘束しておかなければいかぬと思つておられる理由でなく、六十條においても要求せられるのであります。それさえ聴けばいいので

す。

○木内政府委員 先ほど申し上げました通り、公判においては、とにかくこの当事者訴訟主義の建前から、不拘束のまま公判を進行していくのが、私どもの原則であると思つておられます。たとへて申し上げますと六十條の拘留の場合に、この八十九條の一号ないし五号に書いてあるような理由がかりにあるとして、初め四号の証拠隠滅の疑があると思つて拘留したが、その後になつてさういふおそれがないという場合も起り得ると考へるのであります。しかしながら大体の目安は、八十九條の一号ないし五号といふものに置いておるとかよつと考へる。もししからざれば八十九條の一名権利保釈という建前をとつた趣旨にも合致しない。かよ

うに考えます。

○鑑治委員 先ほどからずいぶんやつたのですが、どうも政府委員の御説明を聴くと、不拘束を調べるということ

を原則とする考えだ、これはよろしいのですが、一旦拘束したものを八十九

條その他によつて不拘束にして調べるという考えのように先ほどずいぶん

聴いておられますが、それでは私の考えとよほど違ふのです。一旦拘束した

のを放すならば、初めから拘束せんで

もいものは拘束しなければ、一番私

は基本的人権の保障の根本だと思つ

それを聴いておるのです。そこで最初

にやるべきにそういう条件が要るのか

要らぬのか、これを言うのです。一方抑えてから放すということ、私の聴くのと、根本的な違いがあるので

決定する場合には資料にされる、かよ

うに考えた次第であります。

○鑑治委員 そのうとと逃亡のおそれなしという確信があれば、拘留せぬで

もいということになるのですか。

○本内政府委員 しかし結局もにか

えつて、それだけが拘留するかしないかを決定するのではなくて、やはり根

本は犯罪を犯したことを疑うに足る相

当な理由があるかないかということ

が、その拘留をしないかを決定

する重大なる点である。こう考える次

第であります。

○鑑治委員 ぐる／＼まわりますが、

もちろん大前提としての犯罪を犯した

嫌疑がなければ、これをやらんことは

申すまでもありません。これがあつ

て、そのほかに逃亡のおそれがあると

か、証拠隠滅のおそれがあるというも

のでなかつたら、拘留できないのじや

ないかと私は聴いた。先ほどからもあ

なたがおつしやる。そうすればこのほ

かに逃亡のおそれがあるかないかと

か、証拠隠滅のおそれがあるかないと

柄を拘留しておく必要があると、推定

すると申しましたら、一応推定され

るといふような考え方でありまして、

現行法のように定まりたる住居を有せ

ず、罪証を隠滅する虞があると書きま

すと、拘留に際して裁判官側で積極的

にこういふことまでも調べ上げて拘留

するかどうかをきめなければならな

い。そういうことになりまして、その

点が非常な差異があると思つたのであ

ります。従いまして逆にするに拘留

のときから、全然身体拘束をしてお

く必要がないということが積極的

にあり、あるいは被告人側も、立証

すれば、あるいは被告人側も、立証

するに何なりなすつて、積極的

にあり、あるいは被告人側も、立証

するに何なりなすつて、積極的

にあり、あるいは被告人側も、立証

するに何なりなすつて、積極的

にあり、あるいは被告人側も、立証

するに何なりなすつて、積極的



五十五人新しく人員が認められますならば、その可補修習を終りました者は、判事補に任命になる予定でございます。

○鐵治委員 そうするとつと平たく言えば、今年の修習を終えておる者のうちからという意味になりますね。そうすると今年は修習を終えた者がいくらあつて、そこで五十五人とすると、あとどれだけ残つておるでしょうか。

○岡崎政府委員 現在修習を終りました判事補の数が何人おられますか、それは正確に今存じておりませんが、五十五人の増員が認められますならば、先般高試を遂ました修習生は全部任用される関係になつております。それから今年中に修習をいたしております同補修習生の増員は、たしか昨年採用されました者と、今年採用されました者を加えて、四百人に近い人数であつたかと思ひます。

○鐵治委員 そりすると判事として、その中から五十五人だけということになりますか。

○岡崎政府委員 これは速記を中止していただきたいと思ひます。

○井伊委員 速記を止めて……。

○井伊委員 速記を始めて……。

○井伊委員 速記を始めて……。

○鐵治委員 ただいまの修正案に賛成し、さらに修正を除いた点については原案に賛成いたします。

○井伊委員 大島多藏君。

○大島(多)委員 本法案は目下の裁判所事務繁忙の折、緊急やむを得ないも

のと考へまして、修正点を除く政府原案並びに修正意見に賛成をいたしました。

○井伊委員 榊原千代君。

○榊原(千)委員 社会党を代表いたしました政府原案に賛成いたします。

○井伊委員 討論は終局いたしました。

これより採決いたします。まず修正案について採決いたします。提案のごとく修正するに賛成の諸君の御起立を願ひます。

〔議員起立〕

○井伊委員 起立総員。よつて全会一致をもつて提案のごとく修正に決しました。

次に、ただいま修正に決しました部分を除いた他の部分について採決いたします。ただいま修正と決した部分を除いては、原案の通り決するに賛成の諸君の御起立を願ひます。

〔議員起立〕

○井伊委員 起立総員。よつて修正部分以外原案の通り全会一致をもつて決しましたので、ここに本案は全会一致で提案のごとく修正議決いたしました。

なほ本案に対する委員会報告書の作成並びに爾後の取扱いは委員長に御一任願ひたいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なしと〕呼ぶ者あり

○井伊委員 御異議ないものと認めさせていただきます。

○井伊委員 次に刑事訴訟法を改正する法律案を議題といたします。鐵治良作君。

○鐵治委員 この改正案では拘留の開示手続という新制度を認められたので、この点、よほど暫期的のものとするのでありますが、これと拘留に対する異議申立てというものは別個にあるのであります。同一に見ておいでになるか。その点がよくわからなかつたのであります。いかがでしょうか。

○野木政府委員 拘留に対する異議の制度は本案には取上げておりません。その代りに八十二條以下の理由開示の手続を入れた次第でございます。

○鐵治委員 そこで八十七條との関係であります。八十七條は一旦拘留をして、そのあとで拘留の理由がなくなつた、または必要がなくなつたときに拘留を取消す、こう見えるのであります。頭から拘留の理由はなかつたのだという場合は、本條によつて取消されるのであるか、それとも開示の手続のみによつて取消されるのであるか。

○野木政府委員 八十二條以下の開示の手続は、それ自体は必ずしも拘留取消とかいうことには結びつきませんが、開示の手続などをいたして、その結果拘留の理由がないということがわかつてきたような場合には、八十七條で拘留を取消す、そういうことにならなければならない。なおまた八十七條は、開示の手続とは関係なく、これだけでも働きのことになつております。

○鐵治委員 私疑問をもちますのは、八十七條を見ますと、拘留の理由または拘留の必要がなくなつたときというのです。だから拘留の理由がなくなつたとき、次は拘留の必要がなくなつたとき、こう二つに分けられる。しかし

いずれも前に理由があつたのだが、その理由がなくなつた。以前には必要があつたのだが、現在必要がなくなつた。こう読まざるを得ないと思ひます。そこで頭からこれは拘留したことがそもそもの間違ひだ。こういうような場合はこの規定にはいるとは認められないのであります。そうするとそこで開示だけか。こういう私の質問ですが、いかがですか。

○野木政府委員 八十七條は、なくなつたときという表現になつておりますが、この解釈を申し申し上げますが、初めからない場合は、もちろんこの規定によつて拘留を取消さなければならない、という趣意に解釈しております。

○鐵治委員 そりするとここで承りたいのは、それじや開示の手続というのは、初めから拘留の理由のないときだけであろうと思ひます。拘留の理由を聞いて、そうしてそれはどうも理由がありません、こう言うのですから、初めから拘留の理由がなかつたときだと解釈しなければなりません。そこで八十七條は、これも初めからなかつたものがはいるのだ、こういうことになりますと、この規定の方はさうなる簡便で、新法律として定められた開示の手続によつてこれを決定してもらつて、いうことは、非常に複雑をきわめておるのであります。開示の理由を聞いて、それはいかぬというときに、まずひとつ八十二條で取消してもらひたい、こう請求したとすれば、その方は違法ではありませんか。

○野木政府委員 八十二條以下の、いわゆる拘留の理由開示の手続は、それ自体といたしましては、拘留の理由を公開の法廷で開示するというだけのこ

とでありまして、理由がなかつた場合に、取消すとか、あるいは保釈してやる、そういうような点は、第八十七條以下の規定によることになるわけでありま

○鐵治委員 それじや私はたいへん考え違ひをしておりませんが、そうすると開示はただ聴くだけなんですか。聴くだけに、こんな合議裁判所であるとか、いろ／＼なこころいふすかしい手続を書いてあるのではありませんか。これはそれこそもちろん解釈で解消して、それは違ひます、こう言うた場合に、拘留すべからざるものという決定をすることが前提だろつと思ひます。が、どうですか、私の考えは間違ひですか。

○野木政府委員 この拘留開示の規定を設けました趣旨といたしましては、憲法第三十四條のあとの部分「要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない」との点を受けた規定でありまして、しかしながら實際のこの動きを見ますと、御指摘のように、拘留の開示の請求をする、その結果拘留の理由がないというところは一層はつきりする、そういう場合もあり、従つて以下の八十七條の拘留取消とか、そういうような手続に結びつくという点が多かるうと存する次第であります。

○鐵治委員 そりすると開示の手続を終つて、八十七條でこころいふ決定をする、こころいふことになると心得なければなりません。こころいふと開示の手続で知られた裁判官と、この取消をする裁判官とは違つた人がやることになつておると思ひますが、やはりそう考へるほ

かはありませんか。

○野木政府委員 八十七條は八十七條として、開示の手続とは無関係に弁護

人等の請求、または裁判所の職権で本條に規定してあるような場合には勾留を取消することができる。そういうこと

になつておりました、八十七條はそれ自体としても独立に働き得ることも

に、また実際の運用の面から見ますと、八十七條以下の開示の手続と相結

びついて、たとえ開示の手続を請求する。それから引續いて弁護人側から

勾留の取消を請求するといふように、結びついて働き得ることも考えられる

次第であります。

○野木政府委員 どうもこれは、私今まで考えておつたこととたいへんな違ひな

んでありますが、そうすると今の御説明でいくと、開示の手続で調べた裁判

官が、そのまま八十七條でどういふうに取消もできる。こう承つたんで

すが、そうでした。

○野木政府委員 さようでございます

す。○野木政府委員 そんな必要はあります

な。それで先ほどからの説明で憲法

第三十四條の第一の理由、第二の理由、第三の理由として御説明はありました

が、この三十四條を讀んでみますと、第二のところ「又、何人も、正当な

理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びそ

の弁護人の出席する公開の法廷で示さ

なければならない。こうなつておるから正当な理由がなければ拘禁され

ぬ。そこで理由を聴く、理由を聴いて正当でなかつたら拘禁されぬものだ

といふことであるかと思つておる。これは当然含むものじやないかと思つ

てますが、しからざればたいまつしやつたように、理由だけを明示するだ

とでなくて、公開の場所でも堂々と

つて、批判を仰げるような理由のみ

拘禁できる、そういう点を担保してお

る。ここにこの規定の重点があるもの

と解して、八十七條以下の規定を設け

た次第であります。しかしながらもと

より八十七條以下あたりの規定と制

的に結びつきまして、御指摘のよう

な作用を営み得るような仕組みにいたして

おる次第であります。

○野木政府委員 大体わかりましたが、す

お伺いしたいと思います。

新法は被告人に黙秘権を与えたり、

弁護人との自由なる接見を許したりし

ております。そこでこれは好むにたけ

たる者とか、大事件の被告人であると

かいうのがまず、免れるようになる

りまして、つまり弱者の犯罪はおおむ

ね証拠が目に見えて転がつておる、証

拠隠滅というふうな器用なこともよう

いたしません。弱者の犯罪、愚直なる

者の犯罪、可憐なる者の犯罪、かよう

て、一人の冤罪者を刑務所に繋ぐとい

うことのないようにしようということ

が、根本理念になつております。従つ

て先ほど御質問のように、被告人に黙

秘権を認めておつたために、一層犯罪者

を逃してしまふといふようなことにな

るのではないかと御心配にきま

しては、私も同感であります。しかし

ながら憲法第三十八條には「何人も、

自己に不利な供述を強要されない」と

いふことを明記しており、それに開

上げました通りに、その数も十分でない。しかも一方幾多の事件が激増、続出しておるといふ状態では、さうなことはまことに遺憾ではありますけれども、時において、結果においてさうなふうな考えられるようなことにならざることを、私もこれは、はなはだ遺憾と思つておるのであります。しかし御趣旨の点につきましては、私もつとめて御趣旨に副うよう一段の努力をする考えであります。

○岡井委員 やはり私は黙秘権、あるいは弁護人と自由な交通を許すというよなことは、これは、悪し者のみ巧みにこれを利用することができると。ばかな者はこれがあるがために、かえつて禍いをこうむるといふようなことに相なるのではないかと、このことを、非常に恐れるのでございます。議論をしておりましたし、この法律は実質的の大法律でございますが、至急にどうして通過させなければならぬという理由がございしましたら、その要旨だけ簡単に結構でございしますから、伺いたしたいと思います。

○木内政府委員 お答えいたします。新憲法は基本的人権の保障といふことを強く要請いたしておるのであります。しこうしてその基本的人権を尊重するといふことを、實際面においてどういふふうな実現していくかといふことになりまると、いろいろの方法があるものであります。中でも刑事手続が最も重要なものであらうと考へるのであります。従つて、これに憲法の趣旨を体した刑事訴訟法といふものが実施されなければ、結局この憲法の要

請しておる基本的人権の保障といふことを実現することは困難であります。従つて刑事訴訟法は、憲法に次いで最も重要な法典であると考えておるのであります。しこうして先ほども申し上げました通りに、今回の改正案は、この憲法の趣旨を受けまして、つとめて基本的人権を最も擁護するように、各規定を設けたのであります。結局これを一日も早く実施するといふことが、一面私どもは憲法の要請しておるところであらうと、かように考へるのであります。そこで前のこの委員会の席上でも、私からこの刑訴の改正案を御審議願うに至つた経過について御説明申し上げた次第であります。この法案ができませんにつきましては、その筋とも十分なる折衝を遂げ、そうして従来日本に行われておる現行法のよ

うな、いわゆる大陸系統の訴訟手続では、十分基本的人権の保障を完了することができないといふので、英米法系を採用した次第であります。しかながら一から十まで全部英米法系を取入れたものではないのであります。わが國にはわが國のまた國情もあ

りまるといふので、なお大陸法系のいい点を加味いたしまして、この改正案がで

りするよな点を要するものでござい

○木内政府委員 もちろん改正案の趣旨は悪いことをしておる者の人権だけを尊重しよう、かように言うのではあ

○岡井委員 私はこの法律によりまし

○岡原(千)委員 次第六十條、これは先ほどから御委員と政府委員の間に

○野木政府委員 たえばはかの関係

○野木政府委員 一応ごもつものよ

○岡原(千)委員 次第六十條、これは先ほどから御委員と政府委員の間に

○木内政府委員 お答えいたします。

○野木政府委員 一応ごもつものよ

するに過ぎません。たまたま犯罪の疑いがあつたから拘留できるといふのではないのでありまして、そこに相当な理由というわけを付けて、できるだけ拘留というふうな形をとらないようにしたいという方針でこれができているわけでございます。

○御原(千)委員 ただいまのお答その、どうしても身柄を拘束しておいて取調べなければならぬような場合があるというお話ですが、たとえばどうういふような場合でありませうか。例をあげていただきたいと思ひます。

○本内政府委員 たとえば八十九條に列記してあります一号から五号の場合のごときものは、その中にはいると存じます。

○御原(千)委員 ではこの一号から五号以外の場合というものもあり得るのではありませんか。

○本内政府委員 あり得ると考えます。それは一面公判に被告人が出廷するということも予想しておるのでありまして、その場合に逃走しようとするというようなことを予想されるような場合なども、場合によっては裁判所がこの犯罪を犯したと疑うに足る相当の理由があつて、しかもさうな場合が予想される場合は拘留しておくというふうなことに相なるのではなからうかと考へる次第であります。

○御原(千)委員 たとえばさういふ場合は非常に限られておるのではないかとおぼやかしく思ひます。逃亡するおそれがあるとか、さういふようなことを具体的にここに示していただきたらならば、人権の尊重という建前から非常にしあつたと思ひます。

な御質問であると思ひますが、しかしながらさういふふうな具体的な例に列挙することには非常に困難な次第であります。なお裁判所に拘留するのであります。少くとも事件の起訴を受けたからといって、すぐこの訴訟の建前では訴訟記録もまいつておらないわけでありまして、被告人がどういふ被告人であるかということも、少くとも第一回の公判までいかなければわからないわけでありませうから、そこでたとえていうと、かりに條件といつたしまして被告人が逃亡するおそれがあるというふうなことを明記いたしておきますと、はたしてその点も十分裁判所が認定するということも困難であります。そのために八十九條によりまして権利保護の規定を設けまして、その辺のところの食違ひのないように動かしていいことというので、御質問のようにな細かい規定は設けなかつた次第でございます。

○御原(千)委員 ただいまのお答で了承いたしましたけれども、ただこれが濫用されまゝで、非常に困ることになると思ひましたのでお伺ひいたしました。

次に七十三條の三項でございます。「勾引状又は拘留状を所持しない場合において、急遽を要するときは、前二項の規定にかかわらず、被告人に対し公訴事実の要旨及び令状が発せられていた旨を告げて、その執行をすることができる。」という規定でありますけれども、これがもし誤つて用いられますと、眞偽がわからないで國民がたいへん迷惑するやうな場合があるのではないかとおぼやかしく思ひます。たとへば未亡人などで生活に

非常に困つてゐる方が、食糧管理法に触れたやうな行爲をしておるやうな場合に、にせ警察官のやうなものが現れまして、さういふことをされまゝと、誘拐といふやうなとんだ愛き目に遇うのではないかとおぼやかしく思ひます。さういふ場合にどうして眞偽を國民は判断すべきかということをお伺ひしたいと思います。

○野木政府委員 御心配のことはまことにものつともな点があると思ひますが、にせ警察官等の場合につきましても、必ず警察手帳とかその他で一つは確保してあります。なお七十三條の三項の規定は英米法系の國にある立法例にならつた次第でありまして、さういふ規定がございませんと、拘留の場合には實際としてさかると存じますが、これが逮捕状に準用されておりますので、その辺を考へますと、被告人が逃げておるやうな場合には、リニツクサツク一ぱい令状を発しなければならぬといふやうなことになりませうので、それらの問題を考へまして、令状はすでに出で、しかしさうむやみにたくさん出すわけにはいかない、逃走中の被告人に警察官が指名手配などによつたつた場合には、この規定によりまして、その者に公訴事実の要旨、それを告げて、つかまえて警察署に連れていくと、警察署には令状がある、そこで令状を示す、さういふことによるわけであります。そこで今言つたやうな濫用されるやうなことが起れば、これまた別個の損害賠償とか、あるいは不法監禁、さういふ規定で担保される次第でありまして、法律体系を全体として考へますと、國民に対する保障が非

常に薄くなるということにも必ずしも考へられないと思つておる次第であります。

○御原(千)委員 これは警察官などによつて行われた場合には、あとで損害賠償といふやうなこともしていただけたらいいと思ひます。にせ警察官などの場合には、迷惑をこうむるのは國民だけであらうと思ひますから、その場合にはよく眞偽のほどがわかるやうに、必ず警察官なら警察手帳といふやうなものをお示すといふことにしていただきたいと思います。

次にお伺ひしたいのは第八十九條の第四号「被告人が罪証を隠蔽する虞があるとき」といふ規定でございますが、これは裁判官の主観的な判断によるものでございませうか。お伺ひいたします。

○野木政府委員 判断は主観的と申しましようか、裁判官が判断することになるわけでありませうけれども、その判断は少くとも合理的でなければならぬ。その資料とするところのものは、それが見てもその資料に基けば大体罪証を隠蔽すると認められる場合といふやうな場合でありまして、さういふ場合においてはあつた意味で客観的と思へるかと思ひます。

○御原(千)委員 それは保釈が許されません場合、さういふやうな罪証を隠蔽するおそれがあるといふやうなことが理由でありますときには、その根拠を示していただきたいといふことは請求できるものでございませうか。

○野木政府委員 保釈の請求を却下する決定があつた場合に不服であるときには、後の第四百十九條以下の抗告の規定によりまして上級裁判所に抗告を

する。さうして争う途が開けておる次第であります。

○御原(千)委員 次に第九十一條の「拘留による拘禁が不当に長くなつたときは、裁判所は、第八十八條に規定する者の請求により、又は職権で、決定を以て拘留を取り消し、又は保釈を許さなければならぬ。」という規定がございませうけれども、これは第八十九條に示されているやうな理由があるときにも保釈を許さなければならぬのでありませうか。ちよつとお伺ひいたします。

○野木政府委員 第九十一條の規定は第八十九條の規定とは別個にあるものでありまして、いやしくも拘留による拘禁が不当に長くなつたと認められる場合におきましては、八十九條各号に掲げるやうな場合でも、あるいは拘留を取り消し、保釈を許さなければならぬ。さういふことによる次第であります。

○御原(千)委員 不当に長いといふことの範圍及び程度についてはどう考へてございませうか。

○野木政府委員 この不当に長いといふことは、その罪の性質あるいはそのときの裁判所全体の人員の関係、その他いろいろの事情から判断いたさなければなりませんので、抽象的にたゞは窃盗事件ならばどのくらいがいいとかいふことはなかなか断定できません。結局は最高裁判所の判例によつて、順次大体の目安がきまつていくものと思つておる次第であります。

○石井委員 これは法文の解釈上ちよつと誤解があると思ひますので質問するのであります。第五百五條、第五百五十一條であります。召喚を受けた証

人

人が正当な理由がなく出頭しないときは、決定で、五千円以下の過料に処し、且つ、出頭しないために生じた費用の賠償を命ずることが出来る。百五十一條では「証人として召喚を受け正当な理由がなく出頭しない者は、五千円以下の罰金又は拘留に処する。」という規定があります。百五十條の方は裁判所が行う秩序罰、つまり検事の起訴をまたずになす処分であるかと思ふのであります。百五十一條は検事の起訴をまたずになすところの罰金または拘留の処分であると思われるのであります。金のために伺いたい。

○野本政府委員 ただいまの御質問は御説の通りであります。

○石井委員 そので一遍裁判所で秩序罰として五千円以下の過料に処したあとで、検事局から起訴がある。そうするとまた百五十一條によるところの五千円以下の罰金または拘留と二重に処罰をされるような形態がでると思ひますが、この点についてはいかがでありますか。

○木内政府委員 仰せのごとく一方は刑罰であり、一方はいわゆる不出頭に於ける手続料という上種の秩序罰である過料でありまして、全然性質が違ひますので、同じ一つの事実について両方科することもできるといふ建前でありまして、しかしながら実際の運用といたしましては、さうなことは起り得ないだろうと考へておられるわけでありまして。

○石井委員 二百七條の規定であります。が、検察官の勾留に對しましては、勾留理由の開示その他いろいろと勾留に伴ふところの被疑者の防禦手段というふうなものが規定されておらないように思はれるのであります。この二百七條の「前三條の規定による勾留の請求を受けた裁判官は、その処分に関し裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。」この規定の趣旨は、被疑者に対する勾留理由の開示を求め、あるいはまた被疑者に対する勾留に関するいろいろの防禦的処置を講ずる趣旨を含んで、かように解してよろしゅうございませうか。

○野本政府委員 第二百七條の書き方がきわめて技術的な書き方になつておられますので、一見不明瞭のように見えて恐縮でございますが、立案の趣旨をいたしましては、まづたくお説の通りでございます。その文字的に申しますと、但書に「保釈については、この限りでない。」という文字が加わつておりますので、この反面保釈その他勾留留被訴に関する規定は、全部被疑者にとつてもいづれに準用されてくるという建前でありまして、ただ保釈については捜査中の勾留という性質上、これを適用しないという建前でございます。従いまして、勾留執行停止の規定は準用と同様な關係になつてくるものと思ひます。

○石井委員 二百二十六條と二百二十七條についてお尋ねしたのであります。が、起訴前において二百二十六條の理由があるわけでありまして、犯罪の捜査に欠くことのできな知識を有すると明らかに認められる者が、第二百二十三條第一項の規定による取調に對して、出頭又は供述を拒んだ場合、この規定が適用されますが、犯罪の捜査に欠くことのできな知識を有すると明らかに認められる、これはどのような趣旨であるか承りたい。

○野本政府委員 この案におきましては、裁判所または裁判官が取調べるものにも証人尋問、証人という言葉を使つておられます。検察官とか警察官が調べる場合には証人という言葉を用いておられないわけでありまして、二百二十六條の御指摘の「犯罪の捜査に欠くことのできな知識を有する」と明らかに認められる者」といふのは、いわば証人に相当するものでありまして、しかも捜査に欠くことのできな知識という点で相当重要な証人、しかもその証人が知識を有するといふことが明らかに認められるという場合だけが、二百二十六條の適用になつてくる次第であります。

○石井委員 そういたしますと、この犯罪の捜査に欠くことのできな知識を有するといふこの証人は、被告人側にとつても非常に重大なる証人であらうと思はれるのであります。そうしますと、公訴の提起前ならばいざ知らず、公訴の提起後において裁判官がさうな被告人にも利害のある証人を調べるときにおいては、被告人の防禦權といふものを行使する建前上、当然弁護人がその証人の尋問に立会うといふことが必要ではなからうかと考へるものであります。この点伺いたい。

○野本政府委員 第二百二十八條第二項におきまして、ただいま問題となつております第二百二十六條の証人尋問の場合には、捜査に支障を生ずるおそれがないと認めるときには弁護人を立会わせることができるという事になつておるのであります。そして捜査に支障を生ずるおそれというものは、公訴を提起する前と後とは非常に違ひがあら

りまして、公訴提起後第一回公判開廷前の場合におきましては、捜査に支障を生ずるおそれがある場合は非常にまれでありまして、従つて裁判官が弁護人に立会わせるという機会が非常に多いことと思ひます。それから仮に立会わなかつたといつたとしても、この裁判官がとつた証人尋問調書というものは、三百二十一條第一項第一号の規定によりまして、その証人が死んだ場合、あるいはその証人が公判期日に出て来て違つた供述をした場合のみ証拠となる。しかも、こういう場合におきましても、弁護人側は三百八條の規定によりまして、その調書の証明力というものを争うためにいろいろの機会を与えられておる。そういうことになつておりますので、現行法の場合と質的には非常に差つて来て、被告人側の担保は十分達しているのではないかと思つておる次第であります。

○石井委員 公訴の提起後は一応捜査段階をすぎた公判の段階に入つたものと解すべきが適當ではないかと思はれる。捜査に支障を生ずるといふことはこれは公訴提起前というふうに一応解釈すべきが適當ではなからうかと思はれるのであります。その点について念のためにもう一度お尋ねしておきたい。

○野本政府委員 第二百二十八條第二項の捜査に支障を生ずるおそれというものは、おおむねこういうおそれがあるのは公訴提起前が多いものと思ひます。ただ、ときに追起訴などの關係になります。場合によつては公訴提起後においても、ときとしてこれに該当する場合が出てくる可能性はあると思ひます。

○石井委員 それは追起訴とその他の理由によつて一応公訴された、その理由によつて公判が開かれるというふうな場合においては、公訴提起後の証人調べるおそれがない、こういうふうな大體解釈しておいて差支えないと思ひますが、その点伺いたいと思ひます。

○野本政府委員 ただいま申し上げました追起訴、そういう特異の場合以外におきましては、大體捜査に支障を生ずるおそれがあるといふのは、公訴提起までの場合と御理解くださつて結構に存じます。

○石井委員 これは前回野本政府委員にいろいろとごまかに尋ねたのですけれども、今後におけるところの公判進行上に非常に問題があると思はれるので、木内長官に特にお尋ねしておきたい。それは第二百九十九條の問題であります。今度の訴訟法上の建前は、検事の公訴は起訴状一本ということになつておるのであります。そういたしましたと、弁護人はその後において裁判所に検事局がいろいろな記録を逐次出されるのを待つて、そして訴訟を進行しなければならぬ。こういうふうなことが起る。そうしますと裁判といふものは延引に延引を重ねるようにならうと思ふのであります。その点を防禦するためには、どうしても検察官側において調べたところのいろいろな取書、あるいは尋問調書、あるいは鑑定、これら検察官側において整えたところの一件書類といふものを、あらかじめ見る機会がなければならぬと思はれるのであります。そうしてこの二百九十九條は大體條文の上からは「あ

りまして、公訴提起後第一回公判開廷前の場合におきましては、捜査に支障を生ずるおそれがある場合は非常にまれでありまして、従つて裁判官が弁護人に立会わせるという機会が非常に多いことと思ひます。それから仮に立会わなかつたといつたとしても、この裁判官がとつた証人尋問調書というものは、三百二十一條第一項第一号の規定によりまして、その証人が死んだ場合、あるいはその証人が公判期日に出て来て違つた供述をした場合のみ証拠となる。しかも、こういう場合におきましても、弁護人側は三百八條の規定によりまして、その調書の証明力というものを争うためにいろいろの機会を与えられておる。そういうことになつておりますので、現行法の場合と質的には非常に差つて来て、被告人側の担保は十分達しているのではないかと思つておる次第であります。

○石井委員 それは追起訴とその他の理由によつて一応公訴された、その理由によつて公判が開かれるというふうな場合においては、公訴提起後の証人調べるおそれがない、こういうふうな大體解釈しておいて差支えないと思ひますが、その点伺いたいと思ひます。

らかに認められる。これはどのような  
を提起する前と後とは非常に違いがあ  
います。  
百九十九條は大體條文の上からは「あ

らかじめ、相手方に対し、その氏名及び住居を知る機会を与えなければならぬ。かように漫然とは書かれておりませんが、この立法趣旨は、檢察官が調べたところの聴取書、その他一件書類は、裁判前に弁護人側の請求があるときは、一切その手のうちを見せるといふところの趣旨を表現してあるもの、かように了解してよろしゅうございませうか。お伺いしたいと思ひます。

○木内政府委員 お答えいたします。これは條文は起訴後の問題でありまして、要するに檢察官の捜査記録が全部公判廷において、証拠になるのではないのでありまして、とにかくまず一定の條件のもとに、証拠書類または証拠物の取調べを裁判所に請求しなければならぬのであります。その請求をするについては、あらかじめ被告人または弁護人にこれを閲覧する機会を与えなければ出せないということになつておるわけでありまして、その閲覧の方法につきましては、つとめて御便宜の方法を考慮いたしまして、檢察廳において閲覧を願うといふような方法を講じたいと思つております。起訴前の場合につきましては、この規定は適用されないわけでありまして。

○石井委員 大體本改正刑事訴訟法においても、檢察官は公益の代表者である。こゝういふ場面を相當買ひしておると考へられるのであります。そういったしますと一應檢察官側において調べたところの一件記録で、証拠物として裁判所へ出すものは被告人に不利益なものが多からう。しかし調べたものの中においては、逆に被告人に非常に有利なものもあると思ひます。かようなもの

のは檢察官は証拠物として裁判所に出さない、裁判に提出しない、かような考へをもつようになるかもしれないと存じますが、檢察官が公益の代表者である限りは、一應捜査段階において調べた証拠物、つまり一件記録のすべては、あらかじめ相手方これを閲覧する機会を与へる。これが檢察官側が公益代表者としての現在の立場からは当然であらうと思われませんが、これらの点についてどうも承りたいと思ひます。

○木内政府委員 法律の建前から、御質問のような書類は、被告人または弁護人に閲覧させることができないわけでありまして、実際の運用においては、つとめて御趣旨のような機会を与えるようにしたい。かように考へております。

○石井委員 この点につきましては裁判所側においても、本規定の解釈についてはいろいろと疑義がある。むしろこれは檢察官側は本規定に基くといふと、公判になるまでは弁護人あるいは被告人に、その取調べの証拠物等を見せなくても差支えないといふ解釈が成り立つ、こゝういふふうに言われておるのであります。もしさうなことになると、裁判の遅延並びに檢察官が公益の代表者の立場という点も、すべて没却されるのでありますから、この点は公訴の提起後におきましては、一件の記録といふものは、被告人に有利であらうとあるいはまた不利であらうと、すべて被告人あるいは弁護人に閲覧の機会をもたせらう、こゝういふことが本法の全體的趣旨、檢察官が公益の代表者という立場から、おのずからこの規定に現われておる。かように

解釈をする。この方向においてお進みをしていただきたいと思ひのであります。念のために申し上げておく次第であります。

○木内政府委員 お説の点は私どもも、ごもつとも思ひのであります。が、とにかく建前が當事者訴訟主義になつておつて、公判廷に出すものはあらかじめ弁護人等に閲覧をせしめなければならぬということになつておりました。公判廷へ出さないものは見せなければならぬという規定にはなつておりませんから、條文の建前からはこゝういふ解釈をするといふことは困難と思ひのであります。しかしながら先ほど申しました通り、檢察官は同時に公益の代表者でもあります立場もあり、また御質問の御趣旨もごもつとも考へますので、実際の運用におきまして、つとめて御趣旨に副うようにしたいと思ひております。

○石川委員 ただいまの石井委員の御質問に關してはお伺いしたい。まず第一に、二百九十三條によりまして、檢察官は、事實及び法律の適用について意見を陳述しなければならぬ。こゝう言つておられます。これは當然の規定でありまして、こゝで事實すなわち犯罪の構成がどうかといふこと、その行為が該當すべき法律が何か、刑の量がどれほど見るべきものであるか、つまり求刑であるかと存じます。この刑の量、求刑がどうかという標準によつてなされるのか、その標準を示す規定がございせんか、もしありましたらならばお聴かせ願ひたい。またこれは檢察官の個々の考へによるのであるか、そうでなく二百四十八條がこれの原則になるのか、その点をお伺いしたい。

○木内政府委員 求刑の標準を特に規定した規定はございせん。しかしながら大體御説の通り、二百四十八條の不起訴の場合の規定の趣旨を綜合いたしまして、その犯罪事實について求刑の標準をきめて求刑する、こゝういふ考へでおるわけでありまして。

○石川委員 そこで進んでまいりますと、檢察官が求刑なさる場合には、二百四十八條によつて性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状、犯罪後の情況、こゝういふような被告の利益の点はもとより考へなければならぬのであります。そこでこれらの事實を調査しなければ、求刑の量が公平であるかどうかはわからなくなるのであります。そこでこれらの事實は二百九十六條に「証拠調のほかに、檢察官は、証拠により証明すべき事實を明らかにしなければならぬ」と言つておるのでありますから、二百四十八條に掲げてあるところの事柄、事實は、やはり求刑する以上証明すべき一つの事實となつて現われてくるのではないかと存じますが、いかがでしよう。なお続きますが、そのことが先ほど石井委員から問題になりましたように、檢察官の職責は公益の代表者といふ檢察廳法第四條に書いてあるところの職責からも当然かと存じます。

○木内政府委員 この案におきましては公判の手続は當事者訴訟主義的色彩が現行法よりも非常に濃くなつております。しかしながら檢察官はるる申し上げておるやうに、純然たる攻撃者一方に徹するといふところまではいつておりません。なお公益の代表者といふ面もつておる次第であります。それがどの程度まで調和されておるかとお

しますと、やはり檢察官側としては一應公訴事實を立証し、しかもその立証する際には、もとより被告人側の一部の有利な証拠をも考へつつなお公訴事實が發生するといふ事實を立証するわけでありまして。それに対して被告人側は、公訴事實を消極ならしむるような点を立証していく、あるいは檢察官側の立証と争つてその証明力を弱つていく、こゝういふことになるわけでありまして。裁判所はその結果、なおこの点を調べてみなければ有罪であると断定できないといふような場合には、職權で補充的に取調をする。こゝういふような考へ方になつておられます。従ひまして檢察官が公益の代表者として被告人のためをはかるという程度は、起訴、不起訴を決定する等の場合におきまして、被告人側の不利な情報のみならず、有利な情報も斟酌して起訴、不起訴を決定する。また刑の量定をする場合においても、一應被告人側の立場も考へて求刑をする。しかしながら何もかも全部被告人側の有利な点を積極的に全部拾ひ上げる、そこに主力を注ぐといふ、こゝういふ意味では二つの公判におきましては、檢察官は行動いたすこととはこの訴訟法は予定いたしましたとおり。それはむしろ弁護人側の任務になる、こゝういふ考へ方に従つておる次第であります。

○石川委員 さらにお聴きたいのであります。二百九十六條の「証拠により証明すべき事實」この事實はもとより犯罪事實がその主たる対象であることは申すまでもありません。しかし刑の量定になつたときに公然たる事實、たとへば二百四十八條に書いておるようなことも、刑の量を定めるにつ



合つてみたい。そういう考えをもつておつた次第でありまして、きまりますならばその案を法律という形で国会に出しまして、なおどうしても話し合いがつかぬかたの場合におきましても、一応法律という形にして国会に出せば、国会の御批評によつてきまり得る、そういう考えのもとで、時間の関係上今度のこの案におきまして、いづれかにきめざることを出しますのはいろいろ錯雜もいたしますし、なお先ほど申し上げたようにいまいし、話し合つてみたいという点もありますので、一応別に法律で定めるといふことになつておる次第であります。

○木内政府委員 野木政府委員のただいま申されたことについて、一言附加して申し上げたいと思ふのであります。この確定訴訟記録が裁判所側で保管すべきものか、従来のように検察廳で保管するのが適当かといふことにつきまして、いろいろの論議が現在もあつたのであります。そこで裁判所側の意向といつて、もちろん中にはこれは検察廳に保管するのが相当だといふ意見をもつておられる人もあるものであります。また他方、これは裁判所が裁判をした訴訟記録であるからその裁判所に保管しておくのが本筋である。こういう主張があるのであります。このうち主張があるものであります。検察廳側といつては、なるほど記録は裁判所が作成したものであるけれども、その後裁判の執行は検察官がこれを指揮しなければならぬ。それからまた恩赦法によつて恩赦の手續を檢察廳において責任をもつていたさなければならぬ。そのためには判決原本及び訴訟記録が必要である。ただ自分のところで裁判をしたのだから

自分のところのものだといふ考え方は、私どももよつと納得いき兼ねるのであります。もつと大所高所から見れば、訴訟法上の判決が確定したという後、執行という問題の責任がある。なお恩赦の問題がある。さうな点から見ましても確定記録は檢察廳に置かねばならぬ。裁判所の一部のおつしやることには、そのときには貸してやる、さうおつしやる。それもこれもつともあります。私どもの方も裁判所の必要な場合はいつでもお貸しする。大体において確定記録は裁判所では自分のところで保存されるだけで、われわれはその記録に基いていろいろ法律の命ずるところの手續をいたさなければならぬわけでありまして、だからこれは理論上また實際上、檢察廳が保管すべきものだといふ意見があるのであります。さうしてなるべくこの問題を改正案を提出する前に解決いたしたいと思つたのでありますけれども、解決いたさないものでありますので、かような一時規定を設けたような次第でございます。

○井伊委員 なお訴訟記録の手数料のことについてはどういふ構想をもつておられるか。  
○野木政府委員 この点につきましては、全然費用なしで閲覧を許すといふことは、整理等の関係につきましても非常に困る点がありますので、やはり整理のため若干の手数料をきめた方がいいのではないか、さういふ考えでございます。もちろんこの手数料は閲覧を禁止する、狭めるという意味の制限的な手数料を考へておる次第ではございません。  
○井伊委員 これにて散会いたしま

午後五時一分散会

〔参照〕  
裁判所職員定員に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一、議案の要旨

最近社会不安に由來する凶悪犯や経済罪犯が激増し、これがため地方裁判所や家事審判所の事務は繁忙を極め、司法研修所の機構も拡充された。これらの必要に依り、最小限度に裁判所職員の増加を要する。これがこの法律案提出の理由であつて、その内容は、判事補、司法研修所一級教員、二級裁判所事務官、三級裁判所事務官の定員増加である。

二、議案の修正議決理由

この法律案は、定員増加の法案であり、概ね妥當と認められる。但し、原案中に檢察審査会事務官の増員を含んでゐるのは、現在のところ檢察審査会法案の成立見込がつかないもので、その定員を削除する必要がある。よつて本委員会は、原案中より檢察審査会事務官の定員六百名を削除し、その残余をもつてこの法案の定員数とすべきものとして別紙のごとく本法律案は修正議決した次第である。

昭和二十三年六月二十四日

司法委員長 井伊 誠一  
衆議院議長 松岡 駒吉殿

裁判所職員定員に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

裁判所職員定員に関する法律(昭和二十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第一條判事補の部中「〇判事補 二百五十人」を「〇判事補 三百七十一人に改める。

第二條中「専任一人 一級」を「専任十三人 一級」に改め、「専任五人 二級」を削る。

第三條第二項中「十人」を「二十一人」に改める。

「専任四人 一級」  
「専任二百五十九人 二級」  
「専任三百五十七人 三級」

「専任五人 一級」  
「専任六百九十七人 二級」  
「専任四百七十一人 三級」

第四條中  
「専任三百二十一一人 二級」  
「専任三千六百九十五人 三級」

「専任三百六十九人 二級」  
「専任三千九百三十六人 三級」

第五條中  
「専任二人 二級」  
「専任十一人 三級」

「専任四人 二級」  
「専任二十五人 三級」

附則  
この法律は、公布の日から、これを施行する。

(小字及び一は修正)

昭和二十三年十月十八日印刷

昭和二十三年十月十九日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局